

議 事 日 程

- 1 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 2 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 3 議案第33号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第34号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第35号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 2 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 3 議案第33号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第34号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第35号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1番	井川 芳 昭	2番	清原 良 典
3番	中島 貞 次	4番	上山 隆 弘
5番	服部 千 秋	6番	長谷川 原 司
7番	井村 淳 子	8番	中井 政 喜
9番	嶋澤 達 也	10番	花畑 奈知子
11番	熊谷 直 行	12番	上田 富 夫
13番	村田 興 亞	14番	桜井 公 晴
15番	橋本 恭 子	16番	北川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山本 修 三	書 記	藤井 仁 美
書 記	西田 美智子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首藤 正 弘	副 町 長	八幡 儀 則
総 務 部 長	佐々木 正 人	生活福祉部長	丸尾 満
経済建設部長	富岡 慎 一	教育次長	塚原 二 良
財 政 課 長	香田 大 然		

(開議 午前9時59分)

議長(北川嘉明) 皆さんおはようございます。

平成19年第3回太子町議会定例会第3日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)

議長(北川嘉明) 日程第1、承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

本案については、6月5日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番橋本恭子議員。

橋本恭子議員 失礼します。固定資産の関係でお伺いしたいと思います。

固定資産税の税額の申告について、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間と、3年間限定されておりますが、これはこれから高齢化率が増えるに当たって、バリアフリーが改修はよくされていくと思いますが、これについての根拠と、それから100平方メートルまでの限度として3分の1の減額の条文の追加であります。この100平方メートルについての、これは30.25坪だと思いますが、これに対する根拠を教えてくださいと思います。

議長(北川嘉明) 総務部長。

総務部長(佐々木正人) まず、対象となるその3年間でございますが、これは国の法律によって定められておまして、私どもはなぜ3年かというところまでの確認をとっておりません。したがって、その3年の根拠というものに対しましては、ちょっとお答えできません。

それと100平方メートルを基準とするということでございますが、これにつきましては一応65歳以上の親族がいる一般世帯の平均世帯人数が約3人であるというところから、3人世帯の居住の基準床面積が一応100平方メートルというものを想定いたしまして、その100を限度としたということ聞いております。

以上でございます。

議長(北川嘉明) 15番橋本恭子議員。

橋本恭子議員 それでは、期間について、まず国の方針であることで、通知が来たので分からないということでしたが、今度委員会でもいいですので、ちょっとその部分調べていただきたいと思います。

以上です。

議長(北川嘉明) 総務部長。

総務部長(佐々木正人) それでしたら、一応調べさせていただきますが、多分分からない部分が出るかとは思いますが、できるだけ調べさせていただきます。

議長(北川嘉明) ほかに。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ちょっと議案に入る前に、私は専決処分について町の見解をたださんといけないと思うんですが。

まず、本定例会には町税条例と国民健康保険税条例が専決されております。専決処分につきましては、先のいわゆる法律の改正で、議会を開くいとまがないという、従前は議会を開くいとまがないということを根拠にこういう専決をやっているケースが多くあり、本町でもそうでありました。それが、今度改正

の内容では、長において、長というのは首長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときと改正されたわけであります。そういう点をどう受けとめておるかについてでありますが、その点ははっきりさせていただきたいということと、それから長の専決権の行使というのは、議会の権限である議決権を承認権に変えるばかりではなくて、承認しなくともその効力に影響しないようにする行為であると。この行為は慎重を期すとともに、また乱用をすべきではない。こういうことから、法律の改正が行われたわけでありますが、はっきりさせていただきたいと思います。議会としては委任をした覚えもございませんし、その点説明を求めます。

それから、もう一つは2件ともにかかわることでありますが、地方税法と町税条例並びに国民健康保険条例の関係をどう心得ておるんか、こういうことについても説明を求めたいと思います。

ただ、質疑の回数にも影響してまいりますので、中身にも触れますが、今回の地方税法の改正と町税条例の改正にかかわってくるものとしては、大きなものとしては株式等の配当、それから譲渡益の軽減税率の延長、それから住宅バリアフリー改修の固定資産税の特例措置の創設、低公害車の自動車取得税特例措置の見直し延長、それから信託法の制定に伴う措置、非課税特別措置の見直し、その他エンゼル税制の拡充とか、わな猟免許の分割に伴う狩猟税の措置とか、固定資産税の償却資産に係る現行評価方法の維持とか、助産師業を個人事業税から除外するとか、あるいは駅中課税の見直しとかということがあるわけでありますけれども、本町にかかわる対象というのは、客体となるべき対象、納税義務者、その存在と、だれにとって今回の町税条例の改正、地方税法の改正に伴う町税条例の改正が、だれにとって増税になったり、あるいは株式等の場合は期間延長ですから、大資

産家等には延長されますし、そういうようなだれにとって課税が強化され、だれにとって課税がいわゆる軽減されるか、そういうものを主な項目について、対象と内容について説明を求めます。

それから、ご案内のとおりなんですけど、今回の税制改正というのは税制の改悪が相次いで行われまして、この3年間で課税対象者が508万人も増えたと、こういうふうに言われております。それは住民税の課税最低限あるいは非課税限度額の相次ぐ引き上げ、引き下げ、そういうことによるところが多いわけでありまして、さらには今回6月以降に相当な住民税の増税になってくるわけでありまして、定率減税の全廃ということで、さらに負担が増える。一方では、大企業やら大資産家には先ほど言いましたような減税措置が講じられる。こういう内容だと思うんですが、すべてにわたって、対象とそれぞれの内容について、客体となるべき納税義務者について、あわせて説明を求めます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、専決に対するそのいとまということですが、これは2点目に承認権という専決の処分ということとあわせて、まず今回の専決処分させていただきまして、19年3月30日に公布をされたということですが、時間的いとまがなかったということにあわせて、地方自治法に基づいた専決処分を行使させていただいたということですが、

地方税と町条例の関係ということですが、町条例に関しましては、あくまでそういう地方税法に基づいた中での各市町の取り組み。その率に対しましては各市町が独自で考える部分もございますが、基本的には地方税条例というものに基づいた中で、税の執行をしてるということですが、

それと、課税対象でございますが、まず23条、これは法人課税信託の引き受けをするといった場合に、個人と人格なき社団というものに対して新たに法人課税信託の課税をし

ていくということでございます。これに関しましては、太子町にはそういった人格なき集団というものも対象としてはございますが、その中で課税対象となるものは、法人住民税といたしまして生産森林組合、そういったものが対象となっております。これは従来から変わっておりません。あとは国税である法人税の課税が町民税の課税条件となっておりますので、現実個人が行う信託についての把握というのは町の方ではなかなか確認がとりにくいということでございます。

それと、131条の土地区画整理の関係でございますが、これに対しましては現在地方税法の規定によりまして、平成15年度以降の課税が停止されておりますので、本町においても課税対象としてはないということでございます。

それと、附則第10条の2、バリアフリーの関係でございますが、これは18年度実績で、介護保険の住宅改修の給付実績を見ますと、69件、そのうちには太子町独自の実施要綱による件数も含めてございますが、一応69件があったということでございます。ただ、19年以降にどういった形になるかというのは現在把握はできないという状態でございます。

それと、附則11条の3、鉄道軌道用地の関係でございますが、この評価につきましては現在、軌道用地につきましては課税の基準が近隣の3分の1ということでの課税でございます。ところが、そこで営業というんですか、収益を得る部分の土地利用につきまして今回見直しがかかったということでございますが、太子町としましては新幹線の高架下、そういったところで駐車場用地、公園、資材置き場、そういったものの利用でございますので、現実課税が変わっていくということはないということでございます。

それと、附則19条の3、上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る町民税の課税ということでございますが、これにつきましては現在予算書の中の株式譲渡所得割交付金というものでもって数字を示させていただいてお

りますが、これが本来であれば税率が、町民税の場合3%ですが、現在特例措置によりまして1.8%になっているということでございます。その1.8%が1年延長となるということでございますので、これについても数字的には変わらないと。ただ、1年ですから、それ以後廃止されれば、今の株式譲渡所得割交付金が本来の3%に戻りますので、約1.6倍に増えていくだろうという試算でございます。

それと、株式譲渡の場合は、19年度の町民課税対象者に対しましては、これは確定申告をされた人数が97件でございます。これは源泉徴収をされる場合で領収しておりますのは町の方では把握できません。したがって、金額がどういった形で19年になっていくかということの把握は実態としてはつかめないということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ちょっとね、先ほど部長が説明しておる地方税条例との関係を含めて、3月末にたとえ公布されても、いわゆる地方税法との絡みで言えば、何ら課税権というのはどういうふうに見てるかというて私は言ってるんです。課税権。地方税法は確かに税法で一つのいわゆる政令で定めたりしてくるわけでありまして、地方税法では課税ができないですな。その根拠をどう心得とうかて私は言よんです。だから、専決して、先ほど来言ってるように、議決権を承認権に変えて、さらにはその効力には承認しようがしまいが影響がないようにしてしまう、こういうことは少なくとも議決権を尊重しない姿勢だと。なぜこないことを言うかといいますと、地方税法の根拠は第2条でしょ。違いますか。地方税法の第2条、それからそれに基づいているいろいろやってるわけですよ。町税条例も国民健康保険税も太子町の税条例で議決を受けないと課税できないと。これは法律であり、常識ですわね。その辺に全然ずれがあるんだったら、何をか言わんやと、当たり前

のようにして専決やるんですから、もうけしからん話で許しがたいし。地方税条例、いわゆる町税条例で議決をすることが半月、1カ月、2カ月遅れても、議決をして、そして課税をする。これ当たり前のことを私言よんですわ。その当たり前のことが当たり前でないと、おたくらには。そういう認識で179条に基づいて、時間的ゆとりがなかった、余裕がなかったから専決をしたまでだと。そんな話はないですよ。その辺を言よんです。そこを抜きにしては成り立たないんですよ。その意味が分かっていないようだったら、もう一から勉強し直さんとあかんと思うんですがね。そういうことについて、内容は後、委員会でも聞く機会がありますので、内容の方は後に譲りますけれども、専決については絶対に許せないということで、あえて改めて伺いたいわけでありますが、そのために地方税法と町税条例、あるいは国民健康保険税条例との関係を聞いているわけです。専決が当たり前という言い方には承服しがたいものがございますので、はっきりとさせていただきたいと、こう言うてます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 固定資産というものは、一つのそういう固定資産の運営協議会がありまして、そういったところでの税率等を決めておられますが、この専決に関しましては当然のごとく、今おっしゃられた地方自治法179条に基づいて専決権というものがございます。それは、やはり今国の方の公布というのが、あくまでそういう年度末に対しまして行われます。そういった中で、やはり国のそういう法律の税制改正というものを基本にした中で、町がそういったものに変えていくというのは当然自治体として当然のごとくでありまして、そういったものを抜きにして独自ですべてができるかといいましたら、これは日本という国家を無視したような状態になります。やはり、法治国家でございますので、そういったものを基本に置いてさせていく、その中で専決権も認められてるとい

ことでございますので、それを尊重しなくてやっているといたってはございません。

議長（北川嘉明） 14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ほなもう勉強し直しですね。専決権、僕は否定してませんがな。だから、乱用はしてはいけない。専決権を議決権に変える行為はもう議会を尊重しない姿勢やと、ほいで法治国家、当然ですわ。そんなこと言うてませんがな。法治国家です。だから、法律を尊重する、しかし法律を尊重したからといって、課税権は町にあるんですよ。国にはないんです。そのことを言よんですわ。そうでしょ、2条でしょ。地方自治法2条しか、地方税法上は地方団体の課税権を決めてます。ここには地方団体はこの法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができるを書いてある。これが根拠でしょ。これがあらゆる根拠でしょ。これは国民健康保険税もそうです。町税条例もそうです。根拠に基づいて課税することができる。そして、町税条例で定めることによって、個々の課税を行うことができる。課税するのは長ですわ、団体ですわ。都道府県民税は知事、市町村民税は市町村長と、こういうことになるわけで、だから、町税条例を本当にしっかりと議決を経て定めると、こういう立場にないからそうなんですよ。専決権というのを乱用してはいけない、そこにあるんですよ。だから、時期が遅れてもちゃんと議決を経て施行すべきやと、こういうことになる。それが法治国家の中でも当然、法遵守の立場から見ても、条例先議の立場から見ても、専決の立場から見ても、条例専決ですよ、先議の立場から見ても、法治国家でまた議会制民主主義がある中においては当然だと言うてんですわ。そういう認識にずれがあるようだったら話にならないわけで、このことを言うてんですよ。私が言うことが違ってますか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 私は根拠といたしましては、やはり法の改正ということ踏まえてやってるつもりでございます。専決権

を否定されるような形で、議会を尊重しないと、通常の議会の中での議決ということになれば、専決権そのものがないという状態でございます。いえいえ今回の場合は、やはりこういった3月30日の公布というものに対して、4月1日から対象者が出てくるという中で、するのであれば当然専決をせざるを得ないということでございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 難しいことは分かりませんが、はっきり言うて。ただ、これ専決せずに、例えば1カ月遅らせたとした場合に、どんな不都合が、だれにどういうふうに生じるのか、その辺がちょっと気になるんです。

それと、国から国から言いますけれども、出てきておるこの条例の文章ですね、これ一言一句変えられんとすると、変えてもいいところがあると思うんですけども、どこを変えたらだめで、どこやったら自由に変えられると、いわゆる町の裁量があるというのはどこですか。2点。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 1カ月置いといてもいいかどうかということですが、やはり置いて支障がないよりも、できたら速やかにやっていくというのがもう法の建前でございます。だから、支障がないからというような判断でもってなかなか判断しにくいと。分かった段階で速やかにやっていくということでございます。もし、それに支障があるのであれば、最終的には経過措置等、そういったものである程度の整理ができると思います。この今出ささせていただいた条文に対しましても、例えばバリアフリーは4月から対象になっておりますよ、しかし3カ月を過ぎれば、後理由をつければそれは認めましょうということでございますので、1カ月遅れたからどうということは確かにございません。しかし、趣旨としましては、やはり速やかにやっていくというの

が建前でございます。

それと、条文の字句をどこをどう変えればということですが、これについてはやはりそこまでは我々は検討いたしておりませんが、法律改正の内容でもって確認をとらせていただいて、それに間違いなく進めたということでございます。

議長（北川嘉明） 12番上田富夫議員。

上田富夫議員 定かではないんですけど、こないだテレビで、こないだというよりかなり1カ月もまたずっと前だと思うんですけども、市町村の合併のことで国と町との関係のことを言うとしたときに、町は国からいろんなことを通達とかそういうことで来た場合に、ほとんど無条件でそれをのんで、住民にいやこれは国からこういうふうに出てきたんやからということで押しつけると。本当にじっくり考えたら、何にもそんなことをせんでもええと、町独自でやれることはいっぱい山ほどあるという話を、テレビの中でそういう話を聞いたわけなんです。私このことに関してもほんまに日本の全国の自治体、一つ残らず全部これをほんまにやりよんかなという疑問はあるわけなんです。たとえ1カ所でももしこれをやらんとしよんであれば、太子町がやらなければならないという理由はそでなくなってくるわけなんです。それでお尋ねしよるわけなんですけど。ほんとにこれ絶対にやらんだらだめなんですか。ほいで、今速やかにと言われたけれども、町の行政の中で、ほかの一般の住民にかかわることで、そんなにもう一日も待たんと、事件が起きた、問題が起きたから速やかに、もう明るる日にやってしまうと、そんなことやってますか。本当に事件が起きたら、本当に速やかに、間違いなしにやってますか。その2点。間違いなしにほかのことも、案件も全部やられると言うんなら、この件についても私はそれはそれで認めますけれども。そうでないとおっしゃるなら、ご都合主義言われてもしょうがないんと違うかと思うんですけども、いかがですか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 1点目の町独自でやる中で変えられる部分があるかということですが、今回のこういうものに対しては、あくまで国の法律改正に基づいてやっていく部分、町単独でできる部分というのが内容的には、この専決ではないですが、いろいろとあると思います。

2点目の言われましたような速やかにやるということに対しては、やはりこういう条例改正というのは、あくまでも国の法律そのものが変わっていくもんについては当然速やかにやらざるを得ん。あとは町単独で考える部分について、やはりそれは町単独で時間をかけてでも考えていくということですので、そういったものと法律改正を同時に考えるということは、同じく考えるということは私はおかしいと思っております。

議長（北川嘉明） 12番上田富夫議員。

上田富夫議員 委員会でやりますけども、速やかにという、何も条例改正のこととか、ほかのことも一緒にというのと違って、あなた方余りにも30日で来たから、もう1日やから日がないと、1日、2日のことをおっしゃってんじや。議会というものは、例えば1カ月とか2カ月以内には必ず開かれるわけなんですよ。その2カ月すら待てんとおっしゃってん違うんですか。それぐらい可及的速やかにやらなんだら、行政というもんはいかんとおっしゃるんなら、ほかのこともやれるんと違いますかと、私はそういうふう言うてんじや。これ委員会でやります。

ほれとね、例えばこの間の学力テストですかいな、全国でやりましたな。あれで1カ所だけやらなんだとこがあったでしょ、全国で。あそこの市長さんと教育長しっかりしてました、きちつと言うてましたでしょ。だけど、全国で1カ所でもやらなやらんで通せるんやかと、私はそう思うたわけなんですよ。だから、そういうやっぱり地方で、町長合併せんと太子町単独でやるという英断を下された。私はこれを尊敬しとるし、今もそれは間

違いないと思うとんじや。太子町合併せんと単独でやられたという。しかし、その後いけまへんがな。やっぱり自分とこで独立独歩でやるおっしゃるんなら、やっぱり国が言うてきた、県が言うてきたと言うんじやなしに、太子町はどうするんやという、その姿勢こそが私は一番大事やと思うんで、そういう姿勢がこういうものに、いわゆる専決とかそういうものにあらわれてくると思うんですけれども、やっぱりこういうものは専決を、どうあっても専決をしなければならぬと。例えば、全国の中でもし調査して、一カ所でもそういうところがないというんですね。絶対やらないかんのですね。それだけ確認しときます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） やらなあかんのじやないかじやなしに、太子町としてはやはりこういった内容の中で、太子町単独で決められる部分がないという判断のもとに、法律の趣旨を踏まえて改正をさせていただいたということでございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 詳しいことはまた委員会でお尋ねしますが、とにかく昨今、増税増税というようなことが報道されております。今回のいろんな何項目も入ってますが、ただ簡単に太子町民として増税になるんでしょうか。それと、減税になるところもあろうかと思いますが、一般的な太子町民で、企業は別ですよ、増税に進んでいくことでしょうか。それを簡単に結構ですので。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 今回はいろんなこの絡みがございます。一番まず増税になる部分としては、内容的な把握というのはなかなか難しゅうございますが、まず23条の法人課税信託の引き受けを行う個人とか、人格なき団体の課税ということでございます。ただ、人格なき団体の課税に対しては、対

象になる部分がないだろうということでございます。あとは減税というんですか、そういった形の規定でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

9 番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 私のお尋ねしとんのは、いろんな複雑な、これはほんま十分に説明を聞かなければ、私もよう理解しませんけれど、何条の何項を何のどうのこうというて書いてありますけれど、読むだけでも大変な。議会の議員さん皆十分に理解しとられるかというたら、ちょっと疑問に思うわけ。ただ、私は素朴な質問で、太子町民として増税の方向に行ってるんですかということだけ。簡単なことです。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 全体的な改正の内容からしましたら、減税の方が重要な部分を占めてるということでございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑は。

9 番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 今の部長の答弁のとおり減税の方向に進んでるということであれば、やはり我々議会人として、何でもかんでもは言うわけにいきませんので、大まかに聞いておけば、それはそれで十分に住民の方にまた説明できると思いますので、その方向で進んで、あと詳しくは委員会で聞きますけれど。

議長（北川嘉明） 答弁よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第2 承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

議長（北川嘉明） 日程第2、承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本案については、6月5日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私はなお専決にはこだわりますが、先ほど答弁を受けましたが、専決制度がそれだっただけなくなると、こういう答弁したんですね。その179条はもう一度読み直しておきますが、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、それから113条に基づくただし書きの場合において、議会の方が会議を開くことができないとき、あるいは普通地方公共団体の長において、これは今回適用していることなんですけども、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長はその議決すべき事件を処分することができる。179条はいろいろ書いとんですよ。議会が成立しないような要件のときとか、そんなときに緊急を要する場合に専決せざるを得ないとかというようなことが179条なんですよ。時間的な余裕ちゅうのは、これは先ほども説明したように、これが乱用されよった。だから、その乱用を防止するために議会

を招集するいとまがないってというような抽象論ではなくて、時間的ちゅうかなり幅の狭い、余裕がないことが明らかであると認めるときと改められましたな。だから、それは十分認識しておく必要があるから言ってるんですが、その点。

あとは2項、3項は後から報告をして承認を求めなければならぬということですから、今報告をして、承認を求めると。しかし、この効力は承認しようがしまいが効力に影響はないと。したがって、議決権を当局が乱暴に奪ってる。

それから、もう一つは地方税法と町税条例並びに国民健康保険条例の関係は、条例で定めることによって初めて課税権が発生するということであり、これが遅れたからといって支障のあるものについては遡及もできるし、住民の不利益を生ずる場合のことが出てくるとは私は言いませんけれども、そういう遡及適用等もありますから、いろいろ経過措置をうたうこともできるわけです。そういう面で、工夫をすればできることですから、専決権の乱用だと、それで議決権を奪ってるっていうことを言ってるんです。

今回のこの国民健康保険税条例の改正については、限度額を引き上げようとするものなんですが、これの根拠としたものが、いわゆる地方税法の改正の根拠としたもの、3万円引き上げの。それから、そのことによって今住民にとっては公的年金控除の縮小とか、あるいは老年者控除の廃止で、収入が変わらないのに所得額、いわゆる収入額から各種控除を差し引いたものなんですが、それが結局上昇した影響があるわけですから、3万円の引き上げちゅうのは深刻な形になってくる。あわせて、今年は公的年金控除の縮小あるいは老年者控除の廃止に伴う激変措置の2年目ですね。だから、こういうものが重なって、特に公的年金等の特別控除額が13万円から7万円になります。さらに、老年者控除は32万円から16万円に縮小されるわけですから、課税最低限がぐっと下がってくるわけで、多数の

人たちが課税対象になる。そのことによって、国民健康保険税が大幅に引き上げられる、そこに3万円、いわゆる課税限度額が引き上げられた中に入っていき層が多くなる。あわせて、国民健康保険税は応能割合と応益割合で、公的減免制度としては7割、5割、2割の軽減措置を行うことを導入しているわけですけれども、その中に応能割合と応益割合を一応フィフティ・フィフティ、半々にするっていうのが基本になって、こういう制度が出されているわけですけれども、応能割合と応益割合がどういうふうに今回のこの引き上げによって変わってくるか。

それから、ここに入ってくる人たちというのは、そういう課税最低限等の引き下げによって増えてくる可能性が十分あるわけで、その対象者がどれだけおるかということも含め、それで応能、応益の比率がどう変わるか、これらをしっかり説明を受けないといけないのと、これこそ何も委任したわけではありませんでね、53万円から56万円に上げていいですよというたれも言っていないわけですから、これは専決する必要はない。決めてから行くと、できるやつですよ、そうでしょ。ここでできる課税権ですから、その内容について専決して勝手にやってしまう。議会がのうてもええという姿勢ですから、それは、違いますか。その点を含めて、私は貧乏人ですから、住民の負担能力に見合う、あわせて軽減措置が必要だと思いますけど、それらについても、今度は深刻ですから、その説明を求めます。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、私の方からは専決の考え方の時間的余裕がないということですが、時間的余裕がないという考えの中に、町としてはやはり専決をすることには慎重にやっておるつもりでございます。ただ、やはりこういった税の関係は毎年3月31日において、4月1日からの施行という形で法律が改正をなされておりますので、どうしてもそういった専決という形をとらせ

ていただいております。ただ、時間的余裕がないという単純なものだけで判断してあるわけではございません。やはりそういった中にはせざるを得んといういろんな要素の中でやらせていただいておりますという考えでございます。決して議会を軽視して、議決を経ないでやってるという形ではございません。それだけご理解をお願いしたいと思います。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 私の方からは、対象者と申しますか、今回の改正に伴います影響の出る対象者、並びに応能、応益比率についてのお答えをしたいと思います。

まず、対象世帯につきましては、平成19年度まだ課税資料が全部そろっておりませんので、まだ19年度分としましては数字は出ておりません。応能、応益比率につきましても同様でございますけれども、ただ参考といえますか参考値といえますと、18年度課税資料、これをそのままそっくり限度額を3万円上げるという前提で試算をいたしておりますと、大体該当する世帯数が全部で112世帯という数字が上がっております。単純に計算をしますと、ほぼ1世帯当たり3万円に近い額というのが増税という形になってこようかと思えます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 あのね、私なんでこないこと言うかというたら、前に46万円当時、おたくらもうかわってもうたら前のことは全然覚えとらんということにするんかどうかわかんけれども、46万円を限度額としているときにどうしたかというのは、この7、5、2の関係も含めて、一応国の地方税法が定めたことに近づけてこないといけなくて、段階的にこちらに引き上げてほしいというて提案したことが当局あるんですよ。何もいきなり上げるといことじゃないんですよ。ほんで、これを抑えてる自治体もたくさんあるんですよ、それこそ。だから、専決で限度額を引き

上げるというのはもってのほかですと、委任も何もしてない、引き上げてどうぞとやうてないんですよ。だから、言ってるんですよ。過去の例もなぜ紹介するかというたら、そういうことなんです。この引き上げは1年遅らせたからというて何ら支障はない。しかし、国保財政の事情からいろいろ考えて引き上げさせてほしいということは分からんではない。しかしながら、先ほども言いましたように、応能、応益の比率が変わってまいりますと、7割、5割、2割の軽減措置をしにくくなるというて当局が説明をして、何とかしないといけないということになりますと、今度は応能が増えるわけですから、応益の部分でも引き上げようっていうことになって、本当に多数の世帯が引き上げに結びついてくると、こういうことになるんですよ、内容は。ならないという保証はどこにもない。必ずまた当局は説明するだろうと思えます。そういう点で、フィフティー・フィフティーにならないという説明をし始めるだろうと思えます。引き上げることが、今度先ほど言いましたように、公的年金控除の縮小とか定率減税の廃止、縮減によって、こういうものが課税最低限が下がるわけですから、それぞれ負担が増えてくる、そういうことの中で今先ほどあった112世帯でとどまることはないだろうと、こういうことも言えます。それらを含めて、多くの世帯にこの負担がかぶさってくると、こういうことが想定もできますし、そのために専決処分になるのはもってのほかだと。過去にやってきた経過があるのに、なぜ3万円上がった、3万円は自動的に引き上げるようなことをするのかと、このことを言よんですよ。前にやったことがあるんですから、また段階的引き上げをやった経過があるわけですから言ってます。こういう地方税法上で政令で決まったら、あたかも町税条例は変えるんだと、根拠にしようとすること分かりますが、変えるということは国民健康保険税条例で変えなきゃならんわけですよ。そして初めて賦課できるんですよ。その辺のとこ

ろが全然話になっとらんし、だから乱用して、議会の議決権を無視しとると。ということは住民を無視するということです。そういう、お任せしたわけでは決してないのに、勝手にやっとなと。許せないと思いますので、あえてまた言いますが、比率のことを含めて、今分かる範囲で説明を求めたいと思います。

それで、たくさんの世帯で多分この応能部分でも大幅引き上げになってくるんじゃないかなと思うんです。国民健康保険も定率減税等のこういうことから、昨年所得が確定しますから、相当皆さんの懐から税金に出ていくものになると思います。そういうことから、深刻です所以说ってます。いかがですか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 政令の趣旨を踏まえということで提案説明をさせていただいたとおりでございます。政令の改正につきましては、国の段階で保険料の算定作業、それから他の政府管掌健康保険、この政管健保の方も上限額が大きく改正をされておると。それに伴っての、俗に言います限度超過対象者の比率を引き上げるとというのが今回の改正の趣旨でございますので、この趣旨に沿って、当然我々も改正をするということでの今回の専決処分でございます。比率につきましては、先ほども申しましたように、19年度資料がございません。まだ、今収集中ということでございますので、18年度の数値しかないわけでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 あのね、よう聞いといてください。専決して課税しようとしたことが今回出とるわけよ、専決行使したというて、このことを私はその姿勢を問いよんやから、専決を今まででもそういうことをしなくって、議会の議決を経て改正をすると、だから1年遅れても何ら差し支えはないと言うとんですよ、私は。ほいで、限度額、限度超、いわゆる

る限度額を据え置いてるとも多分相当出てくると思います。それは主体性があるんですよ、その自治体ごとに。どうするかっていう問題なんですから。だから、そういうことを今までに政令がこういうふうに決まったから、政管健保がこうなってるから、前もなってたんです。そういうふうには限度額が引き上げられている中で太子町は抑えてきたと、こういうこともあるわけです。だから、それはほかでも、これまでの経緯もあるんであえて言うときますけども、今すぐに政令変えたから引き上げなきゃならんという根拠にはなりません。これだけはっきり言うときます。ただ、もうこれをこの際専決でやっとなとく方が無難やと思うたからやっとなとすぎないというふうには私は受け取るんですよ。そうでなかったら議決を経てやりませう、本来ですと。そういう姿勢にないから、結局議会と住民をないがしろにするような専決で切り抜けようとしているんじゃないかと思います。そういう点は、あと本当に町に猛省を促しておかないといけない、もう既に専決が行われ、先ほども言いましたように、承認しようがしまいが効力に影響がないようなことにしているんですから、今さら言ってもそういう問題は残るんですが、その姿勢だけはあえて今言っておきたいと思います。

それで、この限度額引き上げと、それから先ほど来言っておりますような各種控除の廃止などによって全階層に今度は課税強化される、その内容について18年ベースしか分からないと言ってますが、ほぼ前年所得が出ているわけですから、委員会できちっと階層ごとにどれだけ増えるか、増えるのは確実ですし、どれだけ増えるか。

それから、ただ今回の地方税法、いわゆる政令で出てきているのは、全国的に見ますと課税限度額を超える世帯数が全世帯の何%を超えないとか言ってるんじゃないですか、国が。じゃ、太子町はどうなってるか。それは全然聞いてないということですか。だから、最初に聞いたのはそこも聞いたんですよ。答

えがないんです。国が言ってる中には、全世帯の5%を超えないように見直すと言ってるんです。厚労省が試算したところによると、現行のままですと5.4%になるんやと。そういうことから5%を超えないように見直すんやと言うとると、これが根拠じゃないんですか、地方税法上のことは。だから、太子町はどうなんですか、これで。その辺も含めて聞いたんですけど、答えがこれもないんです。どうなんですか。あわせて説明を求めます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 今5%、4%というお話が出ましたんですが、当然保険料算定の際に、先ほども申しましたようにほかの健康保険もございまして、それで、全国の数値でございまして、それを比率割合に置きかえたのが従前5%を占めていたのが4%台に落としていくというのが上限の引き上げの背中合わせの部分ということでございまして、今本町の場合はどうかというお尋ねだったんですが、先ほど申しました18年度課税ベースをもとにしますと112世帯が出るんですが、これをパーセントに置きかえますと約2.1ぐらいになるうかと思えます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はございませんか。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 今、桜井議員のいろんなお話を聞いておりましたが、やはり議会の、これは国から来たことだということで引き上げの条例になっておりますが、これはちょっと条例等はこれは住民からの徴収のということですが、国保の会計も大変だということもよく分かっておりますが、またレセプト点検等は一生懸命やってるということもよう分かってますが、診療報酬ですね、請求は来てると思うんです、ずっと来てる。それに対して不正等があるうかと思えますが、そういう事例はありませんでしたか。でないと、入ることばかりしとっても、出ることも気をつけておかなければあきませんので。その辺のこと

はしっかり担当の者はやってるかどうか、お尋ねします。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 診療報酬の審査チェックというご質問だったと思うんですが、これは当然連合会から支払基金の組織でやっておりますし、また本町におきましてもレセプトの点検ということもやっておりますので、今お尋ねの不正という部分につきましては当然そういった審査機関の方からの発見によって表面化するわけでございます。私どもの方は当然、不適切といえますか整合性がとれないといったようなところでのチェックでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 国保の診療かかったという報告書が来てますね、お医者にかかったら。ちょっと題名は忘れちゃったけれど、はがきで閉じたやつで来てますやんか。あれは太子町の国保の係がやってるわけですか。それとも、今おっしゃった連合会でやっ取るわけですか。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 連合会でございまして。

議長（北川嘉明） ほかに。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 ということは、あれはほんならもう太子町の国保の担当者も余り関係ないというか見てないということやね、見る機会がないということやね。でも、あれ見たら太子町というて書いてありますからね。ちょっとその辺をお尋ねします。

ということは、太子町の国保の係はそういう不正というものはなかなか見つけにくいですね、それでしたら。そういうのがまずもう一点で。

というのは、もう絶対徴収するのは、だけど出るのを抑えるということ、不正等が、今のきょうテレビでも言うてたコムスンと一緒に

ですやんか。そういうことが国保の中でもあると思うんですよ。ないとは絶対言い切れませんので。そういうことがチェックが、やっぱり町としてできる機会がないということですか、その点。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） チェックの範疇かと思うんですが、我々の国保の係の方でチェックしますのは、レセプト、連合会の方から回ってまいりますレセプトをチェックしておるといってございまして、今、嶋澤議員さんが言われる、どこまでチェックかと言われますと、例えば医療内容等につきましては分かりませんし、当然、例えば入院されて退院後のこちらへ地元へ、おうちに戻られて、その後通院等をされるわけですが、それが入院された病院以外の近くの医院等にかかられる場合において、何か特例というんですか、そういったもんがございまして、そこら辺が正しく請求内容になっておるかといったようなことをチェックしておるわけでございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はございませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 私、議員やめとった4年間に、議会の自分が議員として発言しとったときと、それから私が議員でない一町民としての立場で皆さんの発言を聞いたことと大いに反省したことが、やっぱり何かここは違うた専門家というんか、そういう集団がうじゃうじゃ言うて、何か町民はどっかそっこのけやと、一体議会というたらどなたかかなというのが大いに疑問がわいたんですけど、きょうのやりとりを聞いても、ちょっとそういうところが感じられて。本当に素朴な疑問なんですけれど、これ引き上げるといことは国保の財政が大変なんですか。だから引き上げるんですか。まず1点。

それと、例えば一般会計の中から下水道へ毎年かなり繰り出してきました。これ事実やと思うんです。そうすると、一般会計は私は

かなり裕福やと思うんです。こないだちょっと初めて入札結果のものが入ってましたのでちょっと見るとやね、やっぱり九十七、八で落札してますね。ほんこないだですわ、3月です。98という大体90超えたら談合臭いというのが世間常識ですわね。95を超えたら明らかに談合やと。それが九十七、八というたらやね、もう談合の以外何物でもない、こらもう常識ですよ。証拠ないから断言はできませんけど、世間の常識というたらそんなもんですよ。それが堂々とまかり通って、発注者の当局も何の疑問もない、議会も何の疑問もない、こんなばかげた行政が何で通つたんだろうというのが今の町民の素朴な疑問なんですよ。

18年度、一体国保の会計どないなってますねん。赤字、大赤字なんですか。この上げることによって会計がどう改善されるのか。一般会計からの繰り出しができないのか。それだけ苦しい一般会計、もし繰り出しができない言うんなら、苦しい一般会計なら、何で98%ちゅうような入札結果が出てくるんか不思議でしゃあない。一遍答弁やなしに、詳しく教えていただきたい、その辺の仕組みが分からんのんですよ。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 今回の引き上げで本当に財政が大変なのかというご質問であったかと思えます。全般にこの国保会計というのはやはり構造的な問題がございまして、常にこの財政については問われておるとい状況でございますので、そういった全体的な、構造的な状況についてはこれまで言っているとおりでございます。太子町の18年度の決算見通しを申しますと、赤字ではございません。差し引き黒でございます。今回の改正の趣旨はこれまでも申し上げておるんですが、やはり限度額、平成9年以来据え置かれておりまして、非常に限度超の部分が、俗に言います厚生労働省なんかはタマリの部分と申しますが、その対象者の比率が多くなってきておるとい背景がございまして、ひいて

は中間所得層の負担軽減を図るというのが今回の政令改正の趣旨でございます。

答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はございませんか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 それだけしか聞かなんだ。

議長（北川嘉明） 答弁ありませんか。繰り出しの考え方のようなこと聞かれた気がするが。

副町長。

副町長（八幡儀則） 一般会計とその国保会計でございますが、国保会計のあり方として、一般会計からの繰り入れというのをもちろんやっております。これについては本来、いわゆる町から国保会計に繰り入れることがどこまでの範疇がいいかどうかという判断も一つはあります。一つは福祉施策としてある程度入れていくという考え方もございますが、いわゆる一般社会保険で加入しているところについてはそういった税の負担というものはないというようなこともございます。そういった公平性のところから、一般会計からどんどん繰り入れるということも難しいであろうと。しかし、福祉という面からいきますと、国保会計はどうしても退職された方が入っておられるのがほとんどでございますので、そういった面で一部一般会計から、一般会計も苦しいのは苦しいのですが、国保会計に一部の繰り入れているのが現状でございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 もっと分かりやすい話しましょうやな。納税者というのは、もう国保も固定資産税も水道もあらへんのだよ、下水も。要するに、税金取られようという感覚なんや、強制的に。その中で、皆さんが勝手にご都合で分けて使いうだけやと、その程度ですよ、納税者というのは、皆さんみたいに

そら一生懸命勉強されて、そら何もかも分かってとる人は別ですわ。ここにおっての人は皆そうやと思いますよ、議員も含めて。そんなん別なんですよ。町民は納めよる税金はどこに行こうとそらええんや。その使い方についてむだのない、一番効率のええ使い方をしてくださいよと、それだけが願いなんですよ。だから言っとるんですよ、98がほんまに正しい使い方なんですかと。国保でもそうでしょ。あのね、60になったら医療費た言よったんですわ。それが60を70になっても、今ただと違うんですよ。そら国の法律か何か知りまへんで。だけど、納めたときには太子町へ納めてまんのや。国保も税や。違いますか。そいで、住民の方は皆そうなんですよ。何も国に納めたなんか一人も思うとてないんや。国は年金ぐらいですわ。年金はむちゃくちゃですわな。そな年金はこっち置いていて。国保はちゃうんですよ。町へ納めとんですよ。それが詐欺みたいなもんでっしやないかな。60になったらただや、ああいや65になったらただ、70になったらただ、皆安心してましたやん。ところが、違いますやないか。70になったら3割取られるやん。むちゃくちゃでっせ、これ。それをあなた方、それ不思議でもない、責任ないんですか、進めてきたあなた方は。窓口はあなた方ですよ。法律つくったんはだれか知りませんわ、それは。そやけど、住民はあなた方を窓口として話をして、それであなた方を信頼して税金を納めよんですわ。国を相手に税金を納める人はいないんですよ、国保や住民税は。あなた方を信頼して納めよんです。これが素朴な住民の方の意見なんですよ。そういう論議を私はこの場でやってほしい。なぜその答えが出てこんのか。

ほいで、黒字ですか、赤字やないとはどういうことですか。黒字の間から上げたらあんな、またむだに使いよんねん。金ちゅうのは、むだ金持たしたらろくなことに使いよらん。金が余ったら下げなさい、徴収するのを。足らんようになったら徴収したらええん

ですよ。私はそう思います。

それで、今総務部長ひどいこと言うたわ。私はこれ絶対よう忘れへんけど、太子町独自でやるべきところがないので専決したちゅうなことを言うとんや。むちゃくちゃやん。そら、あんた方の論議やろ、太子町というのは。議会は太子町とちゃうんでっか。太子町独自でやる場所がないということ、ほんまにあるかないかという判断をするのが議会とちゃうんでっか。そら町ですか。そう町思うのは勝手ですよ。思うたら、こういうふうに思うけどどうですかというて議会で問いかけるのが、これが議会制民主主義のあり方と違うんですか。我々はこう思うたと、ほんま専決でええがやと、もうおまえら議決しようとしようまいと、もうこれは効力ないよと。そんなやり方はもうむちゃくちゃちゃうんですか。私は絶対おかしいと思いますよ。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 私はそれを言わせていただいたのは、あくまで税条例の専決という中で話をさせていただきました。今おっしゃってる国保の税というのはあくまで町が考えていける問題ということは認識しております。だから、今町が考える余地がないと言いました部分については、あくまで税条例の専決のこの条文改正の中身でございます。それだけのことでその答弁をさせていただきます。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 先ほどの財政上の黒字か赤字かの補足でございますが、国保会計全体の歳入から歳出を差し引いたものにつきましてはプラスでございますから、黒字でございますという答弁をいたしました。当然、医療保険でございますので、医療費にかかる部分につきましては国保では保険税、それと国を始めとした公費でもって充てるということになっておりますので、当然医療費の方が上がれば、給付に要する費用が上がれば、国保税を上げるか、もしくは公費部分、特に町の一般会計からそれでもって補うかと

いう2つに1つでございますので、詳細の数字がございません。まだ、決算の見通しの大まかな引き算だけちょっと私頭にありまして、黒字ですと申し上げたんですが、一般会計からの繰り入れ等を比較をしながら、本当にどういった実質赤なのか黒なのかということになっていこうかと思えます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 あと委員会に私は言いたいなと思えますけど、ただ私が今言うてきたことは、きちっと委員会で説明していただきたいし、先日の私の一般質問の中で、町長も町民のためにということがただ一点で、それで町長になられとるというふうにおっしゃってますんで、その点も間違いはないと思えますので、その辺を大いに期待はいたしております。

ただ、今専決のことで言いましたけれども、税条例やからそういうに言うたんやと、それも間違ってますよ。いかに税条例であろうとも、そんな判断を当局が勝手にやるということはもってのほかですわ。そらやっぱり、まして今度のこの国保の専決なんかもうむちゃくちゃ。法がないよ、無法地帯というたらこのことを言うんですよ。法がないんですよ。そら抜け道はありますよ、専決という抜け道が。余り抜け道を使わんよというところは、以前から、これ何年も前から、大村町長の時代から言うてきた話なんです。けど、改革やりますというて言うてきたんはあなた方なんですよ。何改革してきたんですか、そしたら。専決一つ改革できへんやないですか。もういいかげんにそんな体質はやめてほしいんですよ。ぬるま湯につかって昔からやとつたら、ちよねちよねちよねちよねやとつたらええというような体質やなしに、本当に真剣にこの太子町の行く末を考えましようやないかいな。それでも、この専決は、あなた方今やった専決は、我々の判断でそれでええんやと再度おっしゃいますか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 先ほどはあくまで税条例の専決に対しましての質疑ということでございますので、今回の税条例の中での部分につきまして太子町独自で変えるところができるのかどうかという中で、ないという回答でございます。国保税条例のことにしましてはそれ以後の質疑でございますので、それに触れての答弁ではございません。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第33号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第3、議案第33号政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月5日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今回、これは法律の関係で変えようとするところなんですけど、内容を今いろいろ、資産の問題と政治資金の問題、政務調査費の問題が世間で取りざたされてる中

で、町長の資産公開に関することもこれまではいろいろ論議して、もっと預金の関係を含めて整理をしていこうという、当初制定したときにも大論議をしたわけですけども、内容を変えるという気にはならなかったんですか、もっともっと公開の中身を広める、住民に見ていただくという立場に立たなかったのかどうかを尋ねておきたいと思います。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 今回の改正につきましては、そういった中身の改正ということまで至っておりません。あくまでも法律に基づく条文の整理をさせていただいたということでございます。

議長（北川嘉明） 14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 あのね、この程度のことでも公開した公開したという、公開はしとるけども、もっと親族の関係含めて、公開の内容を広げる、拡充するということが求められていたし、制定の際には討論もここでしてるんですが、そういうふうには内容を充実させるといっても当局としては必要なことだと私は思うから言よんですよ。この際、こういう条例改正を行おうというわけですから、単に法律の名前とか字句を一部いらうんやなしに、内容を充実させようという気に全然ならんところに問題があるように思うんで、それ言よんですよ。そういう発想は全くなかったんですか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 今回させていただいてますのは、国の方の政治倫理確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律そのままの整理という形でさせていただいております。

議長（北川嘉明） ほかに。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 そういうこと言うてないが。もっと中身に突っ込んで、ほんまに改正しようという論議は庁内でも起こらなかったんかと言うとんですわ。ほんまにそういう意識がないから、法律改正、国会議員の資産公

開に関する、あの国会議員の資産公開だって、よくこんなもんええかげんなざると言うてんのが一般的ですよ。だから、内容をより補完する、充実させるというのが、そういう発想があって当たり前やと思うから言よんですわ。全然、その論議をせんと、今回こういう法改正があるから、準則的に来とるからこれだけ改正しとこうと、そんなことしか発想しなかったんかというて聞いとんで。発想の問題で言うとなんで、姿勢の問題聞いとんや。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 申しわけございませんが、そういった形で国の改正分だけをさせていただいたということでございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 地方自治でやね、これから地方は独立していくと。独立独歩、自主性を尊重しながらやっていくという、そういうことが基本で、合併もあわせてやったわけなんですけれども。本町は合併せんといっきよるわけなんですけども。こういうこともやっぱり今桜井議員が言われたように、国から言うてきたから、まだその体質抜けまへんか。本町ではどないするんやという論議、何で出てこんのんですか。少なくとも一国一城、太子町は独立国でしょう。何でいまだに上から上から上からになるんですか。私こないだも言うたように、町長の資産公開も資産公開ですけども、住民はそんなことよりも町長の日常の行動、そっちの方を知りたい言うてますのや。だから、そういうことが、そういう意見が何で町長の耳に届かんのかなと、住民がそういう要望があるということが。それが分からんや。だから、裸の王様で私言うたんやけども。何で都合の悪いことを町長の耳に入れんやて言うた。それとも、入れよっても町長が聞かんというんなら町長が悪いですよ。だけど、町長はそういうことはないとおっしゃってるんやから、端の取り巻きが悪い

んや、僕から言わしたら。そやなしに、町長ももっとこういうことやりましょう、こういうことやりましょうというて、何でそういう提言が出てこんのや。まして、こういうものが国から出てきたときには一つのチャンスでっじゃないかいな。ほな、そういうときに話し合って、議会に出てこれんぐらい忙しい忙しいおっしゃるんなら、こういうことを論議されよんと違うんですかな。そういう発想は出ないんですか、どうですか。

議長（北川嘉明） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 例えば、行革一つにしましても、そういった取り組み事項の問題にしましても、いろいろと考えたりはします。今おっしゃられた個々に一つ、これはどうやあれはどうや言われたときには、確かにこの政治倫理の関係につきましてのそういった改正する必要があるんかないのかとか、そういったような疑問も起こらなんだ、それは何でかと言いますと、やはり通常の業務の中には多々いろんな種類の業務がございまして、すべてに気配りが行くかといえ、努力をしようとしてもやはり人間ですから限度がございまして、今言われまして、そういったこともまた気がつくというところでございますので、今後またそういったことも考える必要があるのかなというようには思いますが、それはすべて言われるような形で進むかどうか、これはまた別の問題でございます。とにかく、日常の業務の中でそういったことに取り組んでする場合には、やはりこれあれという一つの目標を持ってやってこそ成果が上がるものでございまして、いろんなところに物を考えて、すべてがクリアできるかといひますと、やはりなかなか日常業務の中ではやりにくいというところでございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第33号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第4 議案第34号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長(北川嘉明) 日程第4、議案第34号太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月5日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番井村淳子議員。

井村淳子議員 この34号の議案ですけれども、5名から8名に委員の定数を増やすということです。この19年度の予算書の方にも障害程度区分の審査会の委員について報酬が出ておりますが、5名分上がっておりますが、この委員の定数を8名にするって書いてあって、この3名の方については委員が審査会に出席できない状況が発生した場合の緊急時のための定員の増だということが書いてあります。ほいで、この報酬の扱いについては、この3名の方についてはどうされるんでしょうか、お聞きいたします。

議長(北川嘉明) 生活福祉部長。

生活福祉部長(丸尾 満) このたび3名の増員をお願いするわけですが、この方が3名が増員になったから報酬額にそのまま3名分が増ということではございません。本町の場合は、一審議会一合議体でございまして、5名でもって合議体運営をいたしております

ので、8名の中から会長が指名をいたします5名の委員さんにおいて会議が諮れますので、その都度5名分の、全員出席であれば5名分の報酬ということでございますから、予算的には何ら変更ございません。

議長(北川嘉明) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

北川嘉明議員 ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第34号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第35号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議長(北川嘉明) 日程第5、議案第35号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月5日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今回改正される内容で、その他の扶養親族っていう、今までのものから一律的に200円基礎額が変わるということになってきたんですね。これは私は額はともかくとして、ええと思うんですよ。だけど、何回もここで言いますが、仮に公務災害が発生をした場合の補償っていう点で見れば、それぞれの階層によって違うようなあり

方っていうのはやはりそういう中にも改めて  
いかないといけないと思うんですが、そうい  
う意見は、何回もここで私言うてるんです  
が、その意見などはこういう補償法に係る取  
り組みの中で反映しとんですか、してないん  
ですか。もう桜井が言うとるだけやからええ  
がということですか。ちょっと説明求めま  
す。

議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 基礎額の区分  
のお尋ねであったかと思うんですが、これに  
つきましても当然基準政令に基づいて条例で  
もって規定をしております。基準政令のと  
おりということでございますので、それにつ  
いての議論云々というのは私どもの方では行  
っておりません。

国に対しての意見というお尋ねかと思いま  
すが、そういったことにつきましては申し上げ  
ておりません。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませ  
んか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、こ  
れで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号  
は、会議規則第39条の規定によって、お手許  
に配りました議案付託表のとおり福祉文教常  
任委員会に付託することにしたいと思いま  
す。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第35号は福祉文教常任委員  
会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

6月11日から6月14日まで委員会審査のた  
め本会議を休会したいと思います。ご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、6月11日から6月14日まで本会  
議を休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は6月15日午前10時から再開し  
ます。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時35分）